

医学会発第10号
令和元年5月22日

日本医学会分科会 理事長 会長殿

日本医学会長
門田守人



医療事故調査制度における解剖等調査の適切な選択・実施について (周知依頼)

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省医政局総務課長並びに厚生労働省医政局医事課長から本職宛に医療事故調査制度における解剖等調査の適切な選択・実施についての周知依頼がありました。

つきましては、ご多用とは存じますが、何卒、貴学会会員各位にご周知の程をお願い申し上げます。

関連の URL は、

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03125.html

になります。

なお詳細は、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 (Tel. 03-5253-1111 (内 2580) 担当：武田氏) にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121 (内 4260)
(担当 高橋)

医政総発 0424 第 1 号
医政医発 0424 第 3 号
平成 31 年 4 月 24 日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医療事故調査制度における解剖等調査の適切な選択・実施について

医療事故調査制度については、医療安全の確保のため、医療事故の再発防止を図ることを目的とし、平成 27 年 10 月 1 日から施行されています。

制度における解剖等の調査項目については、当該医療機関において、事案に応じて、事前にどの程度死亡の原因を医学的に判断できているか、遺族の同意の有無、実施により得られると見込まれる情報の重要性などを考慮して選択し、実施の有無を判断していただくようお願いしております。

こうした中、平成 31 年 1 月 1 日より、死体検案書等を交付した医師が、その後、解剖、薬毒物検査、病理組織学的検査の結果等により死因等を確定又は変更した場合は、厚生労働省にその旨の報告をするよう通知（「医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて（周知依頼）」（平成 30 年 12 月 5 日付け医政発 1205 第 1 号、政統発 1205 第 1 号厚生労働省医政局長、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）連名通知））を発出し、死因統計の一層の正確性を図ることとしております。

死因究明を行うためには、有効な方法とされる解剖をはじめ、病理組織学的検査、死亡時画像診断等の調査が適切に選択・実施されることが重要であると考えており、遺族にも死亡後の諸検査の意義をわかりやすく説明していただくようお願いいたします。

貴職におかれましては、医療事故調査の適切な実施について、その運用に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下政令指定都市、保健所設置市区、医療機関、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

医政総発 0424 第 1 号
医政医発 0424 第 3 号
平成 31 年 4 月 24 日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局医事課長
（公印省略）

医療事故調査制度における解剖等調査の適切な選択・実施について

医療事故調査制度については、医療安全の確保のため、医療事故の再発防止を図ることを目的とし、平成 27 年 10 月 1 日から施行されています。

制度における解剖等の調査項目については、当該医療機関において、事案に応じて、事前にどの程度死亡の原因を医学的に判断できているか、遺族の同意の有無、実施により得られると見込まれる情報の重要性などを考慮して選択し、実施の有無を判断していただくようお願いしております。

こうした中、平成 31 年 1 月 1 日より、死体検案書等を交付した医師が、その後、解剖、薬毒物検査、病理組織学的検査の結果等により死因等を確定又は変更した場合は、厚生労働省にその旨の報告をするよう通知（「医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて（周知依頼）」（平成 30 年 12 月 5 日付け医政発 1205 第 1 号、政統発 1205 第 1 号厚生労働省医政局長、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）連名通知））を発出し、死因統計の一層の正確性を図ることとしております。

死因究明を行うためには、有効な方法とされる解剖をはじめ、病理組織学的検査、死亡時画像診断等の調査が適切に選択・実施されることが重要であると考えており、遺族にも死亡後の諸検査の意義をわかりやすく説明していただくようお願いいたします。

貴職におかれましては、医療事故調査の適切な実施について、その運用に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下政令指定都市、保健所設置市区、医療機関、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。